

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

鶴見市場地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

市場エリアは市場地区と市場第2地区との2つの自治連合会から成り立っており、地区ごとの特徴が異なります。いずれも地域活動に積極的であり、町会長を始め地域の関係者が幅広く活動されています。地域の取り組みもそれぞれのニーズに即した形で行われており、非常に多くの活動が行われている地区です。それに伴い、ケアプラザも地域（地区ごと）に合わせた支援や活動を行っていく必要があります。

今年も引き続き地域包括支援センター職員と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが、相談支援の資質向上および地域資源への取り組みを重視して連携して行います。

両地区共通の課題として、地域事業等に係る関係者が固定化しており、次の担い手が不足することが懸念されます。地域ケア会議等を活用し、担い手への協力・参加がしやすいようバックアップに努めます。

また、市場エリア全体では、子どもの数が増加しており子ども支援に係る事業を2地区合同で行い、連携強化を図ってまいります（方面別キッズイベントほかゆうづる夏祭りや民生委員とケアマネジャー合同連絡会など）

地域と連携した自主事業の実施や、新住民と旧住民との交流を引き続き行い、新住民に対してのケアプラザの広報・PRと地域ニーズの把握に努めます。

これらのことがスムーズに途切れることなく行えるように、「地域活動交流」と「地域包括支援センター」・「生活支援コーディネーター」がそれぞれの立場から把握・検討した地域の情報やニーズを、日常的に共有し、事業等に反映していきます。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

地域包括支援センターを柱とし、介護保険をはじめとした医療や福祉等様々な相談について対応します。日頃からの地域関係機関との顔の見える関係づくりや情報把握に努めます。子育て支援等でのニーズ把握も行い、地域活動交流コーディネーターとも協働して、子ども・障害児者の相談等を受け付け、個別・地域の課題の明確化、及び全体像の把握から地域ケア会議へ挙げていくことも検討していきます。

生活支援コーディネーターとも協働し、地域の課題把握を行い地域資源の増加につながるよう連携・支援を行います。

特に障害関係の相談に関しては、「つるみ地域生活支援センター（「幹」相談室）」や「りんくるつるみ」との連携を図り、より専門的な相談にも対応できるよう行います。また、これらの問題（相談）が重複する場合など、区役所・区社協など各機関との連携を図り滞りのないよう配慮します。

ケースの見直しを定期的に行い、支援内容について確認を行う等ケース対応の再検討を行います。

(2) 各事業の連携

地域交流と地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターで、毎月定例的に会議を行い、高齢者・児童・障害児者の情報を共有していきます。同時に早期の支援に繋がるように対応致します。

また、地域に必要な事業の実施やインフォーマルサービスの支援を協働して行います。

つるみ地域生活支援センター（障害相談部門）との会議も継続し、地域課題を抽出するだけでなく、課題に取り組んでいきます。

全体職員会議（全事業）での苦情・要望の報告及び事故報告を把握し、対策に努めます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

横浜市及び介護保険法に定める職員数並びに資格要件を遵守し、必要な職員体制の整備を継続します。また、より専門職としてのスキルの向上を目指し、法人内外の研修にも積極的に出席いたします。

・職種・職能ごとの必要とされる資質の向上を目的とする業務研修の年間計画を策定します。

・入職時に人権擁護・個人情報保護並びに必要な業務研修（リスクマネジメント、接遇、救急法等）を行います。

・現任研修として、通所介護、地域活動交流部門では月1回定例で全職員のミーティングを実施し、テーマに沿った研修並びに日常的にOJTを実施します。

・各事業（所）で月1回以上のミーティングを行い、チームとしての支援が行えているかの確認・後輩指導等を行います。

このほか、業務に係る各種研修会に参加し、ケアプラザとしての業務に係る情報収集を行い、資質の向上に努めます。

・研修内容（報告）については、職員会議で発表するなど職員間で共有できるようにします

・ケアプラザ職員としての自覚を持ち、常に公正・中立の立場で相談・支援を行うため、会議等での啓発およびアンケート等を併せて実施し、公正・中立が保てているか確認を行います。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

地域の課題を地域と協働で解決できる体制をつくるため、地域の関係団体・関係機関との会合に参加し、生活支援コーディネーターを含む5職種が協働して、積極的に情報交換・調整・連携を行うとともに、福祉保健活動団体やボランティア団体同士が交流を持つ機会を提供し、連携を深めます。

「あいねっと」では、ケアプラザが把握した地域の情報、地域で展開している事業の情報やその課題等の共有を図ります。また、必要な連携や取組を地域の状況に合わせて提案し、地域住民との協働による地区別計画の策定・推進に努めます。

(5) 区行政との協働

関係市町村との連携

区の福祉保健計画や地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等における地域ケアプラザの役割を充分理解し、区行政との協働に取り組みます。

(1) 介護保険に関し、利用者から相談やサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要支援認定の有無及びこれらの有効期間を確認し、新規利用あるいは更新時において、遅滞なく要介護認定等が行われたための必要な支援を行い、行政と連携した制度運用に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業の、利用料・介護サービス等について分かりやすい説明を地域の方々に行います。

(2) 鶴見・あいねっと等地域福祉の向上にあたる事業に関して、行政計画の推進を協調して行うとともに、地域ニーズの施策への提言を住民と協働して行うなど地域コーディネートを行います。

(3) 区の事業等にもケアプラザも積極的に協力し、企画・運営等に参加します。

(4) 個別支援や地域支援に取り組む中で把握した課題の解決に向け、区役所・区社協、関係機関と積極的に情報共有・課題に取り組みます。

(5) 災害時要援護者受入訓練等、区・地域と連携し毎年行います。

(6) SOSネットワーク構築の推進を図ります。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

担当地域の実情・ニーズを踏まえた自主事業を展開し、住民同士の交流の輪や地域活動団体、行政等とのネットワークが広がるよう取り組みます。また、参加者の活躍の場づくり等、継続的な地域活動を支える支援体制を強化します。

高齢者向け体操や子育て支援の自主事業を、今年度も継続して実施します。新規の参加者もいるので、明瞭な事業趣旨説明や目的の説明をします。参加者の多い事業に関しては、日程をずらした教室を計画するなど、多くの方に参加して頂けるような事業を目指します。

参加者が多い事業ではアンケートを実施しニーズの把握を行います。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

コミュニティハウスとの合築館という特徴を生かして、新たな自主事業の企画や人材発掘、活動の場が広がるように支援します。

福祉保健団体の活動を紹介するPRシートを作成し、参加者募集ポスターやパネル掲示を通して、情報を発信します。福祉保健団体の特色や得意分野を活かせるような活動の場の提供と紹介、また、共催事業を展開するとともに、後方支援や相談体制を整えます。コミュニティハウスと合築館という特性から貸館利用方法が複雑になっているので、丁寧な説明と公平な対応を徹底し、ポスター等掲示物で利用を案内します。

昨年度より団体区分によってボランティア活動が必要な団体に対しては、紹介やニーズの掘り出しを行い、団体の特色や強みを活かすことが出来るように支援します。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

①コミュニティハウスと連携し、ボランティアの力を活かせるよう事業を展開します。月に1度発行しているケアプラザの広報誌にボランティア募集の記事を随時掲載し、新規ボランティアを育成します。

②初めての方にも気軽に参加できるようなボランティア活動を紹介し、担い手を発掘・育成するとともに、今後のボランティア活動につながるよう支援します。また、デイサービス部門と連携し、ボランティアの発掘を目指します。

③高齢者の社会貢献と生きがいづくり、居場所づくりの一つとして、生活支援C〇と連携し、シニアボランティアカード登録者等シニア世代に活動の場を提供します。

④ケアプラザで実施するイベント等の際に、小学生や中学生に参加を声掛け、ともに作業をし、今後のボランティア活動につながるよう支援・場を提供します。毎年夏に開催される「ゆうづる夏祭り」では、近隣の中学校と連携して地域の方々と交流できるように支援します。

⑤男性ボランティアの活躍の場として、サマーフレンドや子育て関連の事業に参加していただきます。適材適所で力が発揮できるようコーディネートします。

⑥ケアプラザの事業にご協力いただいている方の情報共有の場を作るとともに、日ごろの活動に感謝を伝える、「ボランティア感謝祭」を引き続き開催します。お互いの活動を共有し、モチベーションを上げるとともに、今後の活動の場が広がるよう支援します。

⑦夏季休暇中の学生を対象にしたボランティア募集を、ボランティアセンターと連携して行います。初めてでも参加しやすい企画やボランティア活動のきっかけとなるような事業を目指します。

また、夏季期間は事業が多く実施されるので、館内にボランティア募集を一覧として掲示し、団体Ⅱの方や、来館した方にも広報します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

定期的なアンケートや、出張講座等を利用し、情報収集に努めます。生活支援センターや包括支援センターと連携し地域の情報やニーズを収集、共有します。また地域のイベント等に積極的に参加してアウトリーチを行います。ケアプラザから遠い地域には出張講座や出前事業を包括支援センター等と共催し、アウトリーチを行います。定例で5職種会議や区社協の地区担当と地区支援会議を開き、情報共有・課題共有を行います。

館内にイベントカレンダーを作成し、分かりやすく見やすい情報提供に努めます。子育て世代の方等、インターネットに馴染みが深い世代向けの情報は、インターネットのホームページを活用し情報提供します。併せて活動報告も実施し、活動に興味関心を持って頂けるように分かりやすく、タイムリーな情報提供を心がけて作成します。

ニーズの多い子育て関連については、各地域で行われている育児教室や、フリーラット等に定期的に参加して、情報収集・提供をします。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・ケアプラザ所長
- ・生活支援コーディネーター1名
- ・地域活動交流コーディネーター・看護師・社会福祉士・主任ケアマネ等包括職員5名

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ①高齢化率、要介護認定率等の推移を町丁別に把握・更新します。
- ②介護予防関連事業の町丁別参加者数を把握・更新します。
- ③①と②をクロスして、地域の課題を分析します。
- ④地域活動・サービスリストを把握・更新します。

(3) 連携・協議の場

- ・毎月、5職種会議で生活支援体制整備事業に関する地域情報を共有し、地域包括支援センターとしての支援を協議していきます。
- ・毎月、「区・地域包括支援センター連絡会」で、個別課題・地域課題及び対応について情報共有を図り、連携して取り組みます。
- ・各月で、区社会福祉協議会の地区担当と「地域支援会議」を開催して地域情報を共有し、連携して地域支援を行います。
- ・「市場西中町ご近所見守り・支え合い活動協議体」を通じて、支援を必要とする高齢者等が地域で孤立しないよう、人と人とのつながりにより“暮らしを支える地域づくり”に取り組みます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・市場地区エリア内の他の町会（菅沢町、市場上町など）で、地域ぐるみの健康づくりの場、仲間づくりのための居場所・サロン等、自治会町内会館を地域活動の拠点として活性化を支援していきます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

交流会や、勉強会などを通して民生委員・児童委員協議会や地区社協などと、ケアマネジャー等の介護関係者が連携しやすい環境作りを行ないます。

川のまちエリア会議では、医療・介護・地域に民間事業所も加わり、引き続き連携の広がりを目指します。30年度は生活支援などの地域ニーズに対応する地域資源の把握とともに地域協力団体の発掘（商業施設への「認知症の方への対応」「オレオレ詐欺防止」協力依頼等）などを行い、ネットワーク強化に努めます。

災害時福祉避難場所訓練では、すでにある地域とのネットワークを生かしながら、緊急時にスムーズに対応できるよう、区役所や自治会などと協力して情報の確認や、実践を行います。

地域ケア会議では、昨年度に引き続き地域の特徴である「大型マンション」をテーマに一人暮らしや認知症など地域課題について住民とともに対応を考えていきます。

②実態把握

民生委員・児童委員協議会や地区社協などの地域福祉活動者との交流が出来る場に参加して、地域の実態把握と地域課題の共有に努めます。

自治会・町内会や老人会などの行事等に出席して、地域活動を直接知り、地域作りの提案が出来るよう努力を続けていきます。

③総合相談支援

包括3職種・4名体制での相談対応を基本とします。複雑で困難なケースに対応するため、地域コーディネーターや生活支援コーディネーター、各関係機関と情報を共有し対応していきます。

区役所とも定期的に情報を共有し必要な時には一緒に対応するなど、素早く適切な対応を目指します。

民生委員とは日常的に連携を取り合い、ケースについての情報を聞き取り、対応方法の相談や役割分担などを行い、地域の力を生かして地域生活の支援を行います。

定期的に個別ファイル整理を行い、ケースを見直し、適切な支援に早急に取り組めるようにします。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

権利擁護が必要と思われるケースに迅速適切に対応できるよう、日頃より民生委員、ケアマネジャー、地域福祉施設等をはじめ地域の方との連携につとめます。

成年後見制度など権利擁護の説明相談会を他の専門職とも連携し、内容に沿った相談ができるように実施していきます。また、地域住民の関心の高い「遺言」や「終活」などのテーマについて行政書士や協力医等と連携して幅広く情報を発信していきます。地域向けの広報誌や支援者向けの講座などによる成年後見制度に関する普及啓発も行います。

30年度は、地域高齢者向けの消費者被害未然防止に関わる講座を町内会館などに出張して行い、消費者被害や振り込め詐欺の防止に取り組みます。

② 高齢者虐待への対応

地域の医療機関、福祉施設や民生委員との連携を強め虐待の予防や早期発見に繋がります。

知り得たケースに対しては、必要時安全面での即時の対応を行い、区や包括で情報共有します。また、ケアマネジャー、事業所など関係者での相談、認識の共有、対応の統一につなげます。色々な状況を考慮、必要時警察署などともチームを組んで対応していきます。

社会福祉士連絡会として、区役所や関係機関と連携し、地域住民のほか、福祉保健関係者、ケアマネジャーなどへも高齢者虐待防止への啓発を行います。

介護者のつどいでは参加者の声を掲載した「かたらい通信」を発行し、ケアマネジャー等とも連携し新規の参加者を受け入れます。リフレッシュ講座（「映画」「調理実習」等）や、協力医による講演を行います。介護者が抱え込まないような支援、居場所づくりに努め、新規参加者も参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。

③ 認知症

認知症サポーター養成講座を地域の企業や学校、図書館、地域住民組織などと連携して行い、住民に認知症の方への理解を深める一助としていきます。30年度は、キャラバンメイトと高校生が交流できるグループワーク形式の講座を企画します。（鶴見総合高校）昨年に引き続き、区域の地域包括支援センターやキャラバンメイトとも連携し協力しながら講座を進めます。「わになるネット」の周知を行い、必要な方への情報提供、利用の支援をすすめます。地域でも見守り体制の見直しを区役所と連携して進めていきます。

また、ほがらか教室、つるかめサロンなどの自主事業や共催事業でも認知症予防を取り入れたプログラムを行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域ケア会議は前年に引き続き、大型マンションの見守りをテーマの一つとして自治会・老人会と関係機関の話し合いを行います。個別ケース地域ケア会議を3回、包括レベル地域ケア会議を1回予定しています。

川のまちエリア会議では、地域の中にあったら便利になる支援を考えていきます。買い物や外出に関する支援を希望する声が多く、町内会や民生委員のほか、商店や企業などを交えて話し合いを行います。今年度は、認知症サポーター養成講座と全体での意見交換会を予定しています。

生活支援コーディネーターとも連携しながら、地域の声を活かしていきたいと考えています。

②医療・介護の連携推進支援

介護保険だけでなく医療制度の改定もあり、更に医療・介護の連携を求められています。入退院時のほかに、在宅でのリハビリへの取り組みを今まで以上に求められるようになりました。

また、がん末期など重度の疾病がありながら在宅生活を送る人が増えています。在宅生活において、医療と介護双方の調整が必要です。病院でのカンファレンスなど、積極的に病院に出向いていきます。

医療職と介護関係者との意思疎通を図るために、交流の機会を緊密な連携を図ります。会議などで、双方が顔合わせをする場合には、今まで同様に包括が双方の調整役を担っていきます。

③ケアマネジャー支援

制度改正で、サービス内容が複雑化しているうえに、ケアマネジャーの業務負担が増えています。介護予防・日常生活支援総合事業では、介護保険以外のサービスがほとんど増えないために、制度自体が行き詰っているようです。

また制度改正では、リハビリなどによる更なる自立支援が求められています。より良い生活に向けた支援が各サービスに要求されました。ケアマネジャーを中心とした関係者が方向性を共有して行かなければなりません。

家族関係が複雑になり、独居や認知症のケースも多く、ケアマネジャーだけでは対応に苦慮することが増えました。事業所と共に難しいケースに取り組み、ケアマネジャーの負担感を減らしていくように努力します。ケアマネジャーからの個別相談やサービス担当者会議などで、今まで通り助言をしていきます。

新人・新任ケアマネジャーには、勉強会などを通じて、制度やケアプラン作成など基本的な事から指導していきます。

小さい事業所のように職場内の支援が得にくい状況では、ケアマネジャーが孤立しないように支援していきます。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

川のまちエリア会議では、生活のちょっとした支援を考えていきます。買い物や外出の際にどんな支援が出来るのか、地域住民や商店・企業・行政などと意見交換をしていきます。

地域ケア会議では、自立支援を目指した意見交換を地域住民と行っていきます。

認知症サポーター養成講座などで認知症の啓発を行い、SOSネットワークの活用につなげていきます。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

プラン数が年々増えており、適切なアセスメントとニーズの検討を行い、個別での身近な目標設定、細かな生活の助言を行うなど、その人それぞれの生活歴や趣味や思考にあった介護予防プラン作成をめざします。

運動や脳トレなど様々な特色を出すデイサービスも出来ており、不活発な生活を改善する機会として情報の提供や好ましい成果がでるよう積極的にすすめていきます。

介護保険サービスだけでなく、元気づくりステーション、身近な場所での介護予防活動、地域のインフォーマルサービスなどの紹介をすすめます。

民生委員さんや近隣のかたなど地域の方々も含めた支援を築くよう、利用者さんの状況を共有しながら、その地域やまわりの方々との関係作りもすすめます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

定着している住民主体の地域の健康作りの場や、新たに立ち上げている居場所がいくつもあり、講師や内容の提案や運営へ役立つ情報など伝え、引き続き後方支援をしていきます。

昨年度までケアプラザで実施していた3A（認知症予防ゲームプログラム）を終了とし、場所を変え地域の会館等身近な場所で虚弱なかたも集えるような場で、介護予防の啓発と住民同士で行える継続的な活動として紹介し介護予防の普及啓発を行います。

自主事業では、相談ケースなどから引きこもりがちなかた等新たな参加を求めて行きます。参加者には自主的にかかわってもらうよう共に計画、実施します。

地域交流、生活支援コーディネーターと協力し、シニアボランティアさんへの活動の場を提供し、自身の健康づくりやお互いの地域との関わりを作る企画をします。

元気づくりステーションでは、高齢になり認知症など様相の変わってきている参加者それぞれの状況などをわかちあい、参加者同士のかかわりや活動の目標設定など話し合っていきます。

民生委員、保健活動推進員や老人クラブ、自治会と関係を強め、地域での講座の開催や事業への協力をお願いや地域での活動を通して連携していきます。

その他

コミュニティハウスとの連携

コミュニティハウスとの併館を活かし、それぞれのネットワークを活用して多様なテーマでの事業展開を行い、幅広い年代の方々に地域ケアプラザを利用して頂けるよう努めます。また、利用者の福祉保健活動へのきっかけづくりに協働で取り組みます。また、11月の児童虐待防止月間では、共催での啓発事業の継続して実施します。

同様に地域の方々と協働し、地域の課題や担い手などの問題について検討する機会を増やし、新たな社会資源の開発やネットワークの構築に努めます。状況に応じて、地域ケア会議への参加等も検討していきます。

コミュニティハウスは投票場としての機能もあり、初めて「ゆうづる」を訪れる方も多くいらっしゃいます。この機会を利用して館内に「ゆうづる事業紹介」「地域の活動紹介」などを掲示するなど、初めて来られる方に「ゆうづる」の周知を行い、次に繋がるための工夫を継続して行います。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設の維持管理に当たっては、基本協定書に基づき管理にあたります。

1 施設・物品管理

(1)保守管理業務については、日常的に目視点検等の保守点検を行い、専門的な点検については専門業者に業務委託することにより定期的に必要な保守管理を行います。

(2)環境管理業務については、館内・外構・植栽について日々清掃・消毒・除草を行い施設・備品の美観・衛生の維持並びに汚損防止に努めます。

2 改修等

施設の保全や利用者の安全確保を目的とした改修について、鶴見区と協議し対処します。

3 利用ルールの徹底

利用者相互が安全・快適に利用できるように、利用のルールの遵守をお願いするとともに利用後の点検を行います。

イ 効率的な運営への取組について

1 業務・職種間連携

ケアプラザ内及び併施設との業務・職種間連携を取ることで、部門間の役割を分担し、重複することなく多様なサービス展開を行います。

2 経費節減の取組み

ランニングコストについて無駄を省くための取組みを行います。

(1)業務委託

施設管理について、入札等により適切な業者を選定するとともに、可能な業務はボランティアおよびスタッフにより管理し、質を確保しつつ経費の節減をします。

(2)水道光熱費の節約

空調機についてはこまめに温度設定を行い、経費の節減に努めます。また、春季・秋季は外気導入により空調機の利用を極力抑制します。

今年度も引き続き、電力不足緩和のため館内の節電を実施します

ウ 苦情受付体制について

苦情解決に関しては、横浜市、法人が定める規程等に則り、次により体制を整え、解決に努めます。

1 苦情解決の窓口・手順を利用者(及び関係者)に書面により提示します。

2 利用者・家族・代理人からの指摘に対して、常設の窓口である苦情相談受付担当者が迅速に関係者から聴取及び事実関係の確認を行います。

3 意見箱を常置し、利用者からの意見の受付を行いこれに基づき、改善を行います。

4 法人で設置している第三者委員を書面により掲示します。

5 ホームページや広報誌から Eメールによる苦情受付について周知しています

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

法令に基づく防災計画を年2回の防災訓練実施、設備・機器の保守点検をし、機械警備による不在時の防犯対策や、貴重品については施錠管理をするなどして、緊急時の体制づくりに取り組みます。また、デイサービス利用者や館内利用者に協力を要請し、合同で訓練に参加してもらうことで、さらなる課題の抽出と改善を図ります。

特別避難場所開設前後の訓練の実施および災害時要援護者受入訓練を地域と鶴見区と連携して行います。防災備蓄在庫および使用可能状況の確認を行い、地域と共に地域の防災訓練や鶴見区災害ボランティアネットワークに参加し、機能と役割について周知します。

また、施設内設備の確認（消火器・避難ばしご・非常ベル・ソーラーパネルからの電気使用など）の訓練をより一層強化します。

オ 事故防止への取組について

マニュアルを設置し、インシデントや事故について報告書を作成し、防止に努めます。月1回の職員会議や各種部門会議・リーダー会議において、この報告に基づき具体的な事故防止の検討を行います。また防災訓練を定期的実施し、事故発生時の安全確保を図るとともに、事故発生未然防止の取組みを行います。環境・設備についても日常的に目視・点検し、事故発生原因を取り除くことにより事故の発生を予防します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

基本方針として、「横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。また、法人が定める、「個人情報保護に対する基本方針」に基づいた体制を整え、適切な情報管理を行ないます。

当法人は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、入職時および1回（年）以上、研修等を行います。個人情報の誤渡しなどの漏洩事故が起きないように2重チェック体制の徹底を図ります。

キ 情報公開への取組について

1. 利用者からの情報開示請求に対し、積極的な情報公開に努めます。
2. 個人情報保護に関する方針、事業計画・決算書などを掲示または閲覧用に設置します。

ク 人権啓発への取組について

基本方針として、「横浜市人権啓発推進計画」の「人啓発推進の基本的考え方」に基づき取り組みます。

人権を当事者だけの問題としてではなく自分自身の問題として捉えることの出来る啓発を地域に対して行います。

同時に、人権問題の解決への取組ができるよう職員への啓発（研修）を行います。

ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市が行うG30行動指針に基づいたゴミの減量と使用量の削減に取り組みます。空調機の設定温度を季節ごとに設定し、照明もこまめに不要時の消灯を行います。また、リサイクルに重点を置くとともにゴーヤなどのグリーンカーテンの設置を地域と協働で行い環境へ配慮します。

上記事項について、職員研修・教育を行うとともに、利用者の理解・協力を得られるよう努めます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

1. 管理者 主任介護支援専門員（兼務）
2. 担当者 ①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士2名

《目標》

1. 住み慣れた地域で住み続けられるよう、自立支援に繋がる介護予防や認知症予防を行ないます。認知症の理解を深めてもらうために、地域に出向いて啓発活動を行ないます。
2. 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を周知していきます。併せて地域の社会資源を関係者で共有できるように努めます。
3. 医療・福祉の連携を深めて、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

● 交通費

通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、または出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 町内会や自治会等の集会や地域活動に参加して、地域作りに取り組んでいます。併せて介護保険の説明や認知症予防・介護予防などの啓発活動を行なっています。
- ・ 2ヶ所の『元気づくりステーション』は月に2～4回の開催を続けていて、体操や手芸など介護予防に取り組んでいます。
- ・ 地域課題には、地域ケア会議や川のみちエリア会議を活用して、地域の方々と意見交換が出来るようにしています。
- ・ ケアマネジャーや介護サービス事業所・医療機関などとの連携を深めて、良い支援を目指していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
200	200	200	200	200	200
10月	11月	12月	1月	2月	3月
200	200	200	200	200	200

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1、管理者 | 1人 |
| 2、主任介護支援専門員 | 2人 |
| 3、介護支援専門員 | 3人（管理者と兼務1人、常勤専任1人） |

《目標》

- 1、医療との連携を密にし、入院時の情報提供や退院時の調整などをできるだけスピーディーに行います。
- 2、こまやかな対応を心得つつも、新規のご利用者様はなるべく断らずに受け入れ、困る利用者様が少なくなるように努めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

● 交通費

通常のサービス提供の実施範囲を超える地域に訪問し、または出張する必要がある場合にはその旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域に根ざした横浜市鶴見市場地域ケアプラザゆうづるとして、より一層ご利用者様が安心して住み慣れた地域での生活が送れるように努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助
健康上の確認・相談・助言等に関すること。
- 口腔機能向上訓練（通所介護）

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（地域加算を含む）

（要介護1）	692円
（要介護2）	816円
（要介護3）	947円
（要介護4）	1076円
（要介護5）	1205円

上記金額の他に以下の項目が加算されます。

サービス提供体制加算	13円
介護職員処遇改善加算	サービス提供単位数に0.059を乗じた単位
入浴加算	54円
口腔機能向上加算	161円

- 食費負担 700円
- おむつ 100円
- パット 50円
- 実施地域以外送迎費 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する御利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ・送迎距離片道10km未満：1回につき300円
 - ・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 3名（常勤兼務）
- 看護師（機能訓練指導員兼務）1名（常勤兼務）
- 介護職 18名（常勤4名兼務、非常勤14名）

《目標》

通所介護サービスを提供する事により、ご利用者がその有する能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう以下の取り組みをすすめます。

- 1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い、健康状態を経過的に把握するよう努めます。
- 2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族また関係者様にお知らせいたします。
- 3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネージャーに報告を行ないました。情報を共有し、予防的な対応が出来るよう心がけます。
- 4 ニーズのある方には口腔機能向上の取り組みを看護師が中心となり行います。
- 5 午前、午後に各30分程度の体操を行い、また運動器具を使用して機能訓練等を行い運動能力の維持につながるよう努めます。

- 6 通所介護計画をケアマネージャーのケアプランに基づき作成いたします。
- 7 事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- リフト付送迎車による自宅送迎があります。
- 浴室には車イスに座ったまま入浴出来るリフト入浴があります。
- 毎日のお楽しみ入浴を行います。（ゆず、菖蒲、みかん、お茶、ハーブ等 et c）
- 歩行運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への散歩を行います。
- 個別レクリエーションの充実を図り、個人の活動の場を提供します。また、運動器具等を使用し運動の促進、楽しみながらの体力維持等を図ります。
- 介護ロボ「TANO」を導入し、レクリエーションや機能訓練で活用するだけでなく、静養室等の従来死角となっていた場所の見守りでの活用も行います。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行ないます。（体操を行なうことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
598	598	598	598	598	598
10月	11月	12月	1月	2月	3月
598	598	598	598	598	598

● 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助
健康上の確認・相談・助言等に関すること。
- 口腔機能向上訓練（通所介護）

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要支援1・要支援2・事業対象者）週1回程度
1890円

（要支援2）週2回程度
3473円

口腔機能向上加算 168円

運動機能向上加算 251円

上記利用料には下記加算が含まれます

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

地域加算（2級地）

●食費負担 700円

●おむつ 100円

●パット 50円

●実施地域以外送迎費 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する御利用者に対して行う送迎に要する費用

・送迎距離片道10km未満：1回につき300円

・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

《職員体制》

●管理者 1名（常勤兼務）

●生活相談員 3名（常勤兼務）

●看護師（機能訓練指導員兼務）1名（常勤兼務）

●介護職 18名（常勤4名兼務、非常勤14名）

《目標》

介護予防通所介護サービス・第1号通所事業を提供する事により、ご利用者がある能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう以下の取り組みをすすめます。

1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い、健康状態を経過的に把握するよう努めます。

2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族または関係者様にお知らせいたします。

3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネージャーに報告を行ないました。情報を共有し、予防的な対応が出来るよう心がけます。

4 ニーズのある方には口腔機能向上の取り組みを看護師が中心となり行います。

5 午前、午後に各30分程度の体操を行い、また運動器具を使用して機能訓練等を行い運動能力の維持につながるよう努めます。

- 6 介護予防通所介護計画をケアマネージャーのケアプランに基づき作成いたします。
- 7 事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

リフト付送迎車による自宅送迎があります。

- 浴室には車イスに座ったまま入浴出来るリフト入浴があります。
- 毎日のお楽しみ入浴を行います。（ゆず、菖蒲、みかん、お茶、ハーブ等 et c）
- 歩行運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への散歩を行います。
- 個別レクリエーションの充実を図り、個人の活動の場を提供します。また、運動器具等を使用し運動の促進、楽しみながらの体力維持等を図ります。
- 介護ロボ「TANO」を導入し、レクリエーションや機能訓練で活用するだけでなく、静養室等の従来死角となっていた場所の見守りでの活用も行います。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行いません。（体操を行なうことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12	12	12	12	12	12
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	12	12	12	12	12

平成30年度「鶴見市場地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(一般会計)<地域活動>

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	18,396,720		18,396,720	18,396,720	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当 事業	0		0	0	0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0		0	0	0	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料			0	0	0	
駐車場利用料金収入			0	0	0	
その他(指定管理充当分)	0		0	0	0	
その他(施設使用料相当額 法人負担分)	0		0	0	0	
その他(提案時控除 法人負担分)	0		0	0	0	
収入合計	18,396,720	0	18,396,720	18,396,720	0	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	12,309,000		12,309,000	0	12,309,000	
本俸	8,786,000		8,786,000	0	8,786,000	
社会保険料	900,000		900,000	0	900,000	
手当計	2,500,000		2,500,000	0	2,500,000	
健康診断費	13,000		13,000	0	13,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	100,000		100,000	0	100,000	
その他	10,000		10,000	0	10,000	
事務費	1,352,000		1,352,000	0	1,352,000	
旅費	10,000		10,000	0	10,000	
消耗品費	200,000		200,000	0	200,000	
会議随費	0		0	0	0	
印刷製本費	200,000		200,000	0	200,000	
通信費	400,000		400,000	0	400,000	
使用料及び賃借料	0		0	0	0	
横浜市への支払分	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
備品購入費	0		0	0	0	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	20,000		20,000	0	20,000	
職員等研修費	10,000		10,000	0	10,000	
振込手数料	20,000		20,000	0	20,000	
リース料	100,000		100,000	0	100,000	
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	100,000		100,000	0	100,000	
その他	292,000		292,000	0	292,000	
事業費	782,000		782,000	0	740,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	予算・指定額
指定管理料充当 事業	740,000		740,000	0	740,000	
管理費	2,969,000		2,969,000	0	2,169,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算・指定額
光熱水費	800,000		0	0	0	
電気料金			0	0	0	
ガス料金			0	0	0	
水道料金			0	0	0	
清掃費	212,161		212,161	0	212,161	
修繕費	474,000		474,000	0	474,000	予算・指定額
機械整備費	87,000		87,000	0	87,000	
設備保全費	423,402		423,402	0	423,402	
空調衛生設備保守	36,414		36,414	0	36,414	
消防設備保守	36,865		36,865	0	36,865	
電気設備保守	59,333		59,333	0	59,333	
害虫駆除清掃保守	21,944		21,944	0	21,944	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	268,846		268,846	0	268,846	
共益費	0		0	0	0	
その他	972,437		972,437	0	972,437	
公租公課	984,720	0	984,720	0	984,720	
事業所税			0	0	0	
消費税	984,720		984,720	0	984,720	
印紙税			0	0	0	
その他()			0	0	0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分			0	0	0	
当該施設分			0	0	0	
二一対対応費			0	0	0	
支出合計	18,396,720	0	18,396,720	0	17,554,720	
差引	0	0	0	18,396,720	17,554,720	

自主事業費収入	740,000		740,000	0	740,000	
自主事業費支出	740,000		740,000	0	740,000	
自主事業収支	0	0	0	0	0	→自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入	0		0	0	0	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0	0	0	使用料(横浜市への支払等)
管理許可・目的外使用許可収支	0		0	0	0	

平成30年度「鶴見市場地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(特別会計)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料(包括)	28,446,000		28,446,000		28,446,000	横浜市より
指定管理料(介護予防)	144,000		144,000		144,000	横浜市より
指定管理料(生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当事業(包括)	0		0		0	
指定管理料充当事業(介護予防)	0		0		0	
指定管理料充当事業(生活支援)	0		0		0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0		0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当)	0		0		0	
その他(提案時控除 法人負担分)	0		0	0	0	
収入合計	34,379,000	0	34,379,000	0	34,379,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	31,287,000	0	31,287,000	0	31,287,000	
本俸	19,500,000		19,500,000		19,500,000	
社会保険料	4,100,000		4,100,000		4,100,000	
手当計	7,177,000		7,177,000		7,177,000	
健康診断費	60,000		60,000		60,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0		0	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	400,000		400,000		400,000	
その他	50,000		50,000		50,000	
事務費	700,000	0	700,000	0	700,000	
旅費	40,000		40,000		40,000	
消耗品費	90,000		90,000		90,000	
会議贈い費	0		0		0	
印刷製本費	50,000		50,000		50,000	
通信費	200,000		200,000		200,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0				0	
その他	0				0	
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	30,000		30,000		30,000	
職員等研修費	120,000		120,000		120,000	
振込手数料	10,000		10,000		10,000	
リース料	50,000		50,000		50,000	
手数料	0		0		0	
地域協力費	10,000		10,000		10,000	
その他	100,000		100,000		100,000	
事業費	1,580,000	0	1,580,000	0	1,580,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(包括)	497,000		497,000		497,000	
指定管理料充当自主事業(介護予防)	144,000		144,000		144,000	
指定管理料充当自主事業(生活支援)	309,000		309,000		309,000	予算:指定額
管理費	812,000	0	812,000	0	812,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	予算:指定額
光熱水費	200,000	0	200,000		200,000	
電気料金			0		0	
ガス料金			0		0	
水道料金			0		0	
清掃費	56,393		56,393		56,393	
修繕費	126,000		126,000		126,000	予算:指定額
機械警備費	23,133		23,133		23,133	
設備保全費	112,543	0	112,543	0	112,543	
空調衛生設備保守	9,679		9,679		9,679	
消防設備保守	9,799		9,799		9,799	
電気設備保守	15,771		15,771		15,771	
害虫駆除清掃保守	5,832		5,832		5,832	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	71,462		71,462		71,462	
共益費	0		0		0	
その他	293,931		293,931		293,931	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	34,379,000	0	34,379,000	0	34,379,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費収入	0					
自主事業費支出	0					
自主事業収支	0			0		⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入				0		駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人
管理許可・目的外使用許可支出				0		使用料(横浜市への支払等)、駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支				0		

平成 30年度 地域ケアプラザ収支予算書及び報告書<介護保険事業分>

施設名: 鶴見市場地域ケアプラザ

平成30年4月1日～平成31年3月31日
(単位:千円)

	科目	介護予防支援			居宅介護支援			通所介護			予防通所介護・第1号通所介護		
		予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引
収入	介護保険収入	430		430	17,460		17,460	57,600		57,600	3,600		3,600
	その他	1,250	0	1250	560	0	560	11,650	0	11,650	850	0	850
	介護予防ケアマネジメント費	1,250		1250			0			0			0
	事業・負担金収入			0			0	7,200		7,200	350		350
	介護認定調査料			0	560		560			0			0
	食費収入			0			0	4,450		4,450	500		500
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
収入合計(A)		1,680	0	1680	18,020		18,020	69,250		69,250	4,450	0	4,450
支出	人件費	0		0	17,258		17,258	52,020		52,020			0
	事務費	190		190	460		460	1,735		1,735			0
	事業費	0		0	50		50	8,360		8,360			0
	管理費	0		0	200		200	11,600		11,600			0
	その他	0	0	0	0	0	0	3,990	0	3,990	0	0	0
	利用者負担軽減額			0			0			0			0
	消費税			0			0			0			0
	介護予防プラン委託料			0			0			0			0
	土地建物賃借料			0			0	3,990		3,990			0
				0			0			0			0
			0			0			0			0	
			0			0			0			0	
支出合計(B)		190	0	190	17,968	0	17,968	77,705	0	77,705	0	0	0
収支 (A) - (B)		1,490	0	1490	52	0	52	-8,455	0	-8,455	4,450	0	4,450

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。